

【外務委員会】

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）要旨

本案は、在外公館の新設、在外公館の位置の地名の変更、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定、子女教育手当の加算額の限度の引上げ及び支給に係る例外規定の整備並びに外務公務員の研修員手当の支給額の改定を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 在外公館として在ローマ国際機関日本政府代表部を新設するとともに、同代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。
- 二 在ウクライナ日本国大使館、在カザフスタン日本国大使館及び在モルドバ日本国大使館の位置の地名をそれぞれ「キエフ」から「キーウ」に、「ヌルスルタン」から「アスタナ」に、及び「キシニョフ」から「キシナウ」に変更すること。
- 三 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。
- 四 在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当について加算額の限度を43,000円から51,000円に引き上げるとともに、在外公館に勤務する外務公務員がやむを得ない事情により帰国又は新在勤地への転勤を命ぜられた場合に納付済みの学費等を子女教育手当として支給することができるよう例外規定を整備すること。
- 五 外務公務員の研修員手当の支給額を改定すること。
- 六 この法律は、令和5年4月1日から施行すること。ただし、一の在ローマ国際機関日本政府代表部新設に関する部分は、政令で定める日から施行すること。

○日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、日本国とオーストラリアとの間における互恵的な防衛協力を実施するための枠組みを設け、並びに訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることにより、当該防衛協力を円滑にすることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の適用上、「文民構成員」とは、両締約国が相互に別段の決定を

行う場合を除くほか、訪問部隊に随伴する派遣国の文民たる国民であつて、訪問部隊に雇用され、又は訪問部隊に勤務するものをいい、また、「訪問部隊」とは、一方の締約国の部隊（日本国については自衛隊を、オーストラリアについてはオーストラリア国防軍をそれぞれいう。以下同じ。）であつて、他方の締約国の同意を得て、二の協力活動に関連して当該他方の締約国の領域に所在するものをいうこと。

- 二 この協定は、両締約国が相互に決定して部隊が実施する協力活動（以下「協力活動」という。）であつて接受国において実施されるものに関する事項について適用すること。
- 三 訪問部隊の構成員及び文民構成員（以下「訪問部隊の構成員等」という。）は、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、接受国が定める手続に従うこと等を条件として、査証を申請する要件を免除されること。また、訪問部隊は、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものである全ての資材等を税の免除を受けて接受国に輸入することができること。
- 四 訪問部隊の構成員等に対して刑事裁判権を行使する権利が競合する場合には、派遣国の当局は専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪等又は公務執行中に生ずる罪について、接受国の当局はその他の罪について、裁判権を行使する第一次の権利を有すること。
- 五 両締約国の当局は、接受国における訪問部隊の構成員等の逮捕及び裁判権を行使すべき当局へのこれらの者の引渡しについて相互に援助すること。
- 六 一方の締約国は、自国の部隊又は文民構成員が使用する自国の財産に対する損害及び自国の部隊の構成員又は文民構成員の公務執行中の負傷又は死亡が、この協定に基づく協力活動によって生じた場合には、他方の締約国に対する全ての請求権を放棄すること。
- 七 公務執行中の訪問部隊の構成員等の作為又は不作為であつて、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が処理すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、両締約国は、五の援助がこの協定の効力発生の際に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反するといずれかの締約国が認める場合には、当該締約国の当局は当該援助を提供する義務を負わないことを相互に決定すること等を定めている。

○日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「英国」という。）との間における互恵的な防衛協力を実施するための枠組みを設け、並びに訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることにより、当該防衛協力を円滑にすることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の適用上、「文民構成員」とは、訪問部隊に随伴する派遣国の文民たる職員であって、訪問部隊に雇用され、又は訪問部隊に勤務するものをいい、また、「訪問部隊」とは、一方の締約国の部隊（日本国については自衛隊を、英国については英国軍をそれぞれいう。以下同じ。）であって、他方の締約国の同意を得て、二の協力活動に関連して当該他方の締約国の領域に所在するものをいうこと。
- 二 この協定は、両締約国が相互に決定して部隊が実施する協力活動（以下「協力活動」という。）であって接受国において実施されるものに関する事項について適用すること。
- 三 訪問部隊の構成員及び文民構成員（以下「訪問部隊の構成員等」という。）は、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、接受国が定める手続に従うこと等を条件として、査証を申請する要件を免除されること。また、訪問部隊は、接受国の法令によって認められる範囲内で、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものである全ての資材等を税の免除を受けて接受国に輸入することができること。
- 四 訪問部隊の構成員等に対して刑事裁判権を行使する権利が競合する場合には、派遣国の当局は専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪等又は公務執行中に生ずる罪について、接受国の当局はその他の罪について、裁判権を行使する第一次の権利を有すること。
- 五 両締約国の当局は、接受国における訪問部隊の構成員等の逮捕及び裁判権を行使すべき当局へのこれらの者の引渡しについて相互に援助すること。
- 六 一方の締約国は、自国の部隊又は文民構成員が使用する自国の財産に対する損害及び自国の部隊の構成員又は文民構成員の公務執行中の負傷又は死亡

が、この協定に基づく協力活動によって生じた場合には、他方の締約国に対する全ての請求権を放棄すること。

七 公務執行中の訪問部隊の構成員等の作為又は不作為であつて、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が処理すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、両締約国は、五の援助がこの協定の効力発生の際に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反するといずれかの締約国が認める場合には、当該締約国の当局は当該援助を提供する義務を負わないことを相互に決定すること等を定めている。

○平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、日本国政府及びアメリカ合衆国政府（以下個別に「当事国政府」といい、「両当事国政府」と総称する。）間の宇宙協力を一層拡大し深化させるため、実施機関間で個別の協力活動を行う際の基本事項について包括的に定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この協定が適用される共同活動の分野は、宇宙科学（月に関する科学を含む。）、地球科学等とすることとし、共同活動に含めることができる協力の形態は、宇宙機及び宇宙研究プラットフォームの利用、有人宇宙飛行の運用等とすること。また、この協定に基づく全ての活動は、適用される全ての法令（国際法を含む。）に従って行うこと。

二 共同活動の諸条件については、日本国政府が指定する実施機関（宇宙航空研究開発機構（JAXA）等）とアメリカ合衆国政府が指定する実施機関（航空宇宙局（NASA）等）との間の実施取決めで定めること。なお、いずれの一方の当事国政府も、必要に応じて、特定の共同活動のための追加的な実施機関を指定することができること。

三 各当事国政府は、この協定の実施のために必要な物品及びソフトウェアの輸出入に関し、税の免除を確保するとともに、手数料の免除を容易にするよう妥当な努力を払うこと。

四 両当事国政府は、共同活動の実施のために必要な物品及び技術データ（ソフトウェアを含む。）のみを移転する義務を負うこと。

- 五 共同活動の実施において、専ら一方の当事国政府等によって行われた発明又は創作された著作物に対する権利又は利益については、当該一方の当事国政府等が有すること。また、両当事国政府は、共同活動の実施において行われた共同発明については、その権利又は利益の配分並びに特許権等の設定及び維持のために負うべき責任等について60日以内に誠実に協議し、及び合意することとし、共同で創作した著作物については、著作権の登録及び維持のために負うべき責任等について誠実に協議し、及び合意すること。
- 六 各当事国政府及びその実施機関は、責任に関する相互放棄に同意し、これによって、保護される宇宙作業から生ずる損害請求であって、他方の当事国政府及びその実施機関、関係者並びにそれらの被雇用者に対するものを全て放棄すること。
- 七 各当事国政府は、自己が登録した宇宙物体及びその乗員並びに月その他の天体を含む宇宙空間にある自国民である人員に対し、管轄権及び管理の権限を保持すること。

○投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とバーレーン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とバーレーンとの間で、投資の拡大によって経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の適用上、「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産をいい、「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいうこと。
- 二 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。
- 三 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えること。
- 四 いずれの締約国も、特定措置の履行要求に関し、世界貿易機関設立協定附属書1 A貿易に関連する投資措置に関する協定第2条の規定に基づく両締約国の義務に反する措置をとってはならないこと。
- 五 いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の全ての

要件を満たさない限り、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化等（以下「収用」という。）を実施してはならず、収用に伴う補償は、収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならないこと。

六 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認めること。

七 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が6箇月以内に協議によって解決されない場合には一定の条件の下で、当該投資家は、当該投資紛争を、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託することができること。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアゼルバイジャン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第5号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、我が国とアゼルバイジャンとの間の現行租税条約を全面的に改正し、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を更に軽減するとともに、より効果的に脱税及び租税回避行為に対処するため、条約の特典の濫用を防止する規定等を新たに設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税、アゼルバイジャンについては自然人の所得に対する租税及び法人の利得に対する租税とすること。

二 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できると及び恒久的施設に帰せられる利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とすること。

三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該一方の締約国においては、配当額の7パーセントを超えない

額を課税できること。

- 四 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該一方の締約国においては、利子額の7パーセントを超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 五 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、当該一方の締約国においては、使用料の額の7パーセントを超えない額を課税できること。
- 六 この条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者等は、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができること及び申立てを受けた当局は、他方の締約国の権限のある当局との合意によって解決するよう努めること。
- 七 両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること及び租税債権の徴収について相互に支援を行うこと。
- 八 第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には当該特典は与えられないこと。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルジェリア民主人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第6号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、我が国とアルジェリアとの間で、二重課税の除去を図るとともに、脱税及び租税回避行為を防止するため、源泉地国が課税できる所得の範囲、限度税率等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税、アルジェリアについては全世界所得に対する租税、法人の利得に対する租税、専門的活動に係る租税及び炭化水素の探査等の活動に関する成果に対する使用税その他の租税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に

対しては、当該一方の締約国においても課税できること。ただし、当該配当の受益者が、当該配当を支払う法人の資本（当該法人がアルジェリアの居住者である場合）又は議決権（当該法人が日本の居住者である場合）の25パーセント以上を直接に所有する法人である場合には当該配当額の5パーセントを超えない額、その他の場合には当該配当額の10パーセントを超えない額とすること。

四 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該一方の締約国においては、利子額の7パーセントを超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には当該他方の締約国においてのみ課税できること。

五 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、当該一方の締約国においては、使用料額の10パーセントを超えない額を課税できること。

六 この条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者等は、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができること及び申立てを受けた当局は、他方の締約国の権限のある当局との合意によって解決するよう努めること。

七 両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること及び租税債権の徴収について相互に支援を行うこと。

八 取引等の主要な目的がこの条約の特典を受けることである場合には当該特典は与えられないこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、アルジェリアがこの条約の署名後に一定の仲裁に関する規定を含む租税条約を締結する場合には、両国は、我が国の要請に基づき交渉を開始すること等を規定している。

○航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第7号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国と欧州連合との間の航空関係の現状を踏まえ、我が国と欧州連合構成国との間の二国間航空協定の特定の規定（当事国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当事国又はその国民に属していなければ協定上の特権が与えられない等とする規定）に代えて適用される規定等を定

めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の適用上、「構成国」とは欧州連合構成国をいい、「当事国」とは附属書Ⅰに掲げる我が国と構成国との間の二国間航空協定の締約国（オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、日本、オランダ、ポーランド、スペイン及びスウェーデン）をいうこと。
- 二 三は、附属書Ⅱ一Aに掲げる対応する規定に代えて、適用すること。
- 三 一方の当事国は、他方の当事国が指定した航空企業が、1及び2に該当する場合には、当該航空企業につき、特権等を与えない等とする権利を留保すること。
 - 1 構成国である当事国が指定した航空企業については、過半数の所有及び実効的な支配がいずれかの構成国若しくは附属書Ⅲに掲げる国（アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー及びスイス）又はこれらの国民に属していないこと等。
 - 2 日本国が指定した航空企業については、当該航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が日本国又は日本国の国民に属していないこと。
- 四 我が国と構成国との間の二国間航空協定のそれぞれにおいて、当該協定の当事国である構成国の航空企業について言及するときは、当該構成国が指定した航空企業について言及するものと了解すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、三が代わりに適用される航空業務に関する日本国と構成国との間の協定の対応する規定等を掲げている。

○調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結について承認を 求めるの件（条約第8号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、商事紛争の解決方法としての調停の利用を促進するため、調停による国際的な和解合意の執行等に関する枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約は、商事紛争を解決するために当事者が書面によって締結した調停による合意（以下「和解合意」という。）であって、その締結時に和解合意の2以上の当事者が異なる国に営業所を有する等の点で、国際的であるものについて適用し、消費者紛争、家事紛争及び労働紛争に関する和解合意等については適用しないこと。

- 二 この条約上、和解合意が「書面」によるとは、当該和解合意の内容がその形式のいかんを問わず記録されていることをいい、「調停」とは、紛争の当事者が、当該当事者に解決を強制する権限を有しない第三者（以下「調停人」という。）の支援を得て、当該紛争の友好的な解決を図る手続をいうこと。
- 三 各締約国は、この条約に定める条件の下に、かつ、自国の手続規則に従い、和解合意を執行するものとし、当事者が和解合意によって解決されたと主張する事項に関して紛争が生ずる場合には、締約国は、当該当事者に対し、当該事項が既に解決されていることを証明するため、この条約に定める条件の下に、かつ、自国の手続に従って、当該和解合意を援用することを認めるものとする。
- 四 この条約に基づいて和解合意を援用する当事者は、救済を求める締約国の権限のある機関に対し、当事者が署名した和解合意及び和解合意が調停によるものであることについての証拠（例えば、和解合意への調停人の署名等）を提出すること。
- 五 四により救済を求められた締約国の権限のある機関は、当該救済が不利益に援用される当事者の要請により、当該当事者が和解合意のいずれかの当事者の行為能力に制限があったこと等についての証拠を提出する場合に限り、救済の付与を拒否することができること。
- 六 和解合意に関する申立て又は請求が裁判所、仲裁廷又はその他の権限のある機関に対して行われており、四による救済に影響を及ぼし得る場合には、四の救済を求められた締約国の権限のある機関が適当と認めるときは、当該権限のある機関は、決定を延期することができ、かつ、一方の当事者の要請に応じ、相当な担保を立てることを他方の当事者に命ずることができること。
- なお、我が国は、この条約の締結に当たり、和解合意の当事者がこの条約の適用に合意した限度においてのみ、この条約を適用するとの留保を付する予定である。

○協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第2追加議定書の締結について承認を求めるの件（条約第9号）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、締約国間においてサイバー犯罪に関する協力及びあらゆる犯罪に関する電子的形態の証拠の収集を更に強化することを目的として、締約国の権限のある当局の間の協力、他の締約国の領域内に所在する団体等との直接

の協力等に関する追加の手段について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この議定書に定める措置は、コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関連する犯罪に関する特定の捜査又は刑事訴訟並びに犯罪に関する電子的形態の証拠の収集等に適用すること。

二 各締約国は、特定の捜査又は刑事訴訟を目的として、他の締約国の領域内に所在するドメイン名の登録サービスを提供する団体が保有し、又は管理しているドメイン名の登録者を特定等するための情報を提出するよう当該団体に要請する権限を自国の権限のある当局に与えるため、また、自国の領域内に所在する団体が、国内法令に定める合理的な条件に従い、他の締約国からの要請に応じて情報を開示することを認めるため、それぞれ必要な立法その他の措置をとること。

三 各締約国は、特定の捜査又は刑事訴訟のために必要な場合には、他の締約国への要請の一部として、その要請を受ける締約国の領域内に所在するサービス・プロバイダが保有し、又は管理している加入者情報又は通信記録を提出することを当該サービス・プロバイダに強制するために命令する権限を自国の権限のある当局に与えるため、また、要請を行う締約国が提出した命令を執行するため、それぞれ必要な立法その他の措置をとること。

四 各締約国は、週7日かつ1日24時間利用可能な自国の連絡部局が、緊急事態において相互援助の要請なしに、他の締約国の領域内に所在するサービス・プロバイダが保有し、又は管理しているコンピュータ・データを迅速に開示させるための即時の援助を求める要請を当該他の締約国の連絡部局に伝達し、及び同様の要請を他の締約国の連絡部局から受領することができるようにするため、また、自国の当局が、他の締約国からの要請を受けて、自国の領域内に所在するサービス・プロバイダに対してコンピュータ・データを求めること等を可能にするため、それぞれ必要な立法その他の措置をとること。

五 各締約国は、緊急事態が存在すると認める場合には、特に迅速な相互援助を要請することができること。

なお、我が国は、この議定書の規定に従い、加入者情報の開示に関し、自国の権限のある当局と他の締約国の領域内に所在するサービス・プロバイダとの直接協力を行うために必要な立法その他の措置をとること等について定めた規定を適用しない権利を留保すること等を内容とする宣言を行う予定である。

○2022年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件（条約第10号） 要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、2024年2月に有効期間が終了する現行協定（2007年の国際コーヒー協定）に代わり、国際コーヒー機関（以下「機関」という。）の組織、コーヒーに関する情報の交換、持続可能なコーヒー産業の実現のための国際協力及び官民連携等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定は、コーヒーに関する問題について国際協力を促進すること等により、コーヒー産業の全ての参加者のため、世界のコーヒー産業を強化し、かつ、その持続的な発展を促進することを目的とすること。
- 二 1962年の国際コーヒー協定に基づいて設立された機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続すること。機関の最高機関は、全ての加盟国で構成される国際コーヒー理事会（以下「理事会」という。）とし、この協定で明示的に与えられる全ての権限は理事会に属すること。
- 三 理事会は、財政及び運営に関する委員会（機関の運営予算の作成の監督その他理事会が委任する任務の遂行が責務）及び経済に関する委員会（コーヒー産業に関する消費振興及び市場動向等に関連する事項が責務）による補佐のほか、コーヒー官民作業部会等の助言及び機関の事務局長等の支援を受けること。
- 四 理事会は、全ての決定等をコンセンサス方式によって行うものとし、コンセンサスに達することができない場合には、加盟国の多数票による議決で決定等を行うこと。各加盟国は、基本票に加えて、各加盟国のコーヒーの輸出又は輸入の数量及び価額に比例して配分される票を有すること。
- 五 この協定の運用に要する費用は、加盟国の年次分担金等をもって支弁すること。理事会は、各会計年度の機関の運営予算に係る各加盟国の分担金の額を、各加盟国のコーヒーの貿易の数量及び価額に基づいて決定すること。
- 六 機関は、世界におけるコーヒーの生産等に関する統計上の情報及びコーヒー栽培等に関する情報の収集、交換及び公表のためのセンターとして活動すること。
- 七 民間部門又は市民社会の主体は、理事会の決定により、賛助加盟員となるための審査を受ける資格を有すること。全ての賛助加盟員で構成する賛助加

盟員会は、諮問機関として、理事会の要請に応じて勧告を行うことができること。

八 コーヒー官民作業部会は、官民パートナーシップの仕組みであって、コーヒー産業の長期的な持続可能性に係る問題等に対処するための行動を特定し、及び実施することを目的とするものであり、理事会が指名する代表及び民間部門の代表（それぞれ同数）で構成されること。

九 加盟国は、経済、社会及び環境の側面における持続可能な開発に関する原則及び目的に留意して、コーヒー資源及びその加工の持続可能な管理に妥当な優先順位を与えること。機関は、コーヒー生産者（特に小規模コーヒー生産者）の繁栄を促進することを目的として、加盟国を支援することができること。

なお、協定の不可分の一部を成す理事会決議は、機関を協定の寄託者に指定すること等を規定している。

○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第11号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業（以下「IUU漁業」という。）につながる補助金の禁止等について定める漁業補助金に関する協定（以下「漁業補助金協定」という。）を世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「WTO協定」という。）附属書一Aに追加すること等を規定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 議定書

WTO協定附属書一Aについては、補助金及び相殺措置に関する協定（以下「補助金協定」という。）の次にこの議定書の附属書に規定する漁業補助金協定を加えること。

二 議定書の附属書（漁業補助金協定）

- 1 この協定は、補助金協定に規定する特定性を有する補助金であって、海洋における野生の捕獲漁業及び海上における漁獲関連活動に対して交付されるものについて適用すること。
- 2 いかなる加盟国も、IUU漁業又はIUU漁業を補助する漁獲関連活動に従事する船舶又は運航者に対する補助金を交付し、又は維持してはならないこと。

- 3 ickanarukajisshukoku mo, ashiwakasareta shiryō ni kansuru ikasaku mata wa ikasaku kanzenshokudō ni taisuru hoshokukin o yakushi, mata wa iehite shite wa naranai koto oji kajisshukoku wa, shibugakuteki ni chikō kanōna sūjū ni shiryō o ikahō saseru tame ni ashiwakasareta shiryō ni kansuru ikasaku tō ni taisuru hoshokukin mata wa sono hokano shoshō o jishihai suru baai ni wa tōgai hoshokukin o yakushi, mata wa iehite suru koto ga dekiru koto.
- 4 ickanarukajisshukoku mo, ryanokoku no kanzō no hikaku kanzenshokudō ni kansuru hoshokukin o yakushi, mata wa iehite shite wa naranai koto.
- 5 kono kyōtei ni tazukuru kizō no jishihai no tame ni teikō sareba iru kaihō jōshū kajisshukoku ni taisuru jishū jiyū jiyū oji kōri no kaihō ni kansuru jiyū o shien suru tame, seikai shūgi kōri no jiyū no shūkin kyō o jishū o shōchi suru koto.
- 6 kajisshukoku wa, hoshokukin ga yakushi sareba iru ikasaku kanzenshokudō no shūrei no jōhō, IUU ikasaku ni jōshi shita to jōtei shita senbaku oji unshōjō no ichiran, kono kyōtei no jishihai oji unshō o shōhō suru tame no shoshō, kono kyōtei ni kanzenshokudō o yōsuru jiyū no ikasaku ni kansuru shūtei no kōyō, jiyū ga sanchūkoku de aru ryanokoku kanzenshokudō ni kansuru jōhō tō o tōhō mata wa teikō suru koto.
- 7 kono kyōtei ni yori, kajakajisshukoku no daihyō de kōsei suru ikasaku hoshokukin ni kansuru iijūin o shōchi suru koto.
- 8 kono kyōtei ga kōri o jōji shite kara 4 nen ichin ni kōshūteki na kizō ga sanchō sareba iru baai ni wa, seikai shūgi kōri no jiyū jishū jiyū ga bōdan no jōtei o jōshi wa iru kōri, kono kyōtei wa jōchi ni jōshi suru koto.